

低所得者の方の利用負担軽減制度

1. 高額介護サービス費の支給

介護（介護予防）サービスの利用により支払った1か月の自己負担額が一定の上限額（月額）を超えた場合、「高額介護（介護予防）サービス費」として、上限を超過した分の金額が申請により払い戻されます。

上限額は所得の状況によって定められていますが（下図を参照）、低所得者の方（①～③）については、一般の方（④）に比べて自己負担の上限額が引き下げられています。

区 分		負担上限額（月額）
⑤	課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の方	140,100 円（世帯）
	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の方	93,000 円（世帯）
④	世帯内の誰かが市町村民税を課税されており、 課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満の方	44,400 円（世帯）
③	世帯内の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600 円（世帯）
②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金を受給されている方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金収入の合計が年間 80 万円以下の方等 	24,600 円（世帯）
		15,000 円（個人）
①	生活保護を受給している方等	15,000 円（世帯）

2. 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険の場合は上記の「高額介護サービス費」によって、医療保険の場合は「高額療養費」によって、一月当たりの自己負担額（世帯単位）に上限を設ける負担軽減がされています。もっとも、介護・医療の両方の負担がそれぞれ長期間に及ぶ場合には、これらの負担軽減によってもなお重い負担が残ります。

そこで、1年間の介護サービス費と医療費の自己負担の合計額が高額となる場合、申請により所定の自己負担限度額を超えた部分につき「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

（70歳以上の人がいる世帯）

所得区分		限度額
現役並み所得世帯	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
一般課税世帯	課税所得145万円未満	56万円
市町村民税非課税世帯Ⅱ	世帯全員非課税	31万円
市町村民税非課税世帯Ⅰ	世帯全員非課税 + 所得が一定基準以下	19万円

（70歳未満※の人がいる世帯）

所得区分		限度額
課税所得901万円超		212万円
課税所得600万円超901万円以下		141万円
課税所得210万円超600万円以下		67万円
課税所得210万円以下		60万円
市町村民税世帯全員非課税		34万円

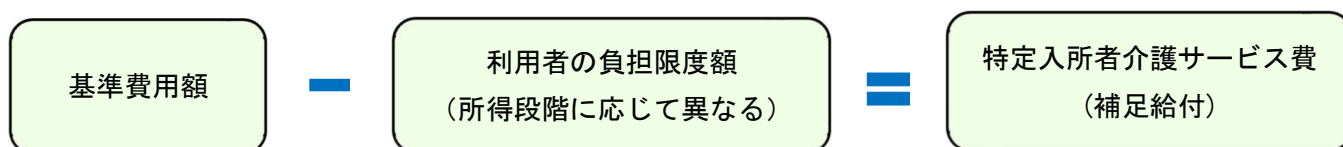
※ただし、後期高齢者医療保険の被保険者である場合は、左図の適用になります。

3. 特定入所者介護サービス費（補足給付）の支給

特別養護老人ホームをはじめとした介護保険施設に入所した場合や短期入所サービスを利用した場合、その際に生じる食費や居住費（滞在費）、日常生活にかかる費用は原則として全額自己負担となります。

ただし、これによって低所得者の方の利用が困難とならないよう、申請により食費及び居住費（滞在費）については、「特定入所者介護サービス費（補足給付）」の支給により、低所得者の方の負担が軽減されています。

《補足給付の仕組み》



		基準費用額 (日額 (月額))	負担限度額 (日額 (月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円 (3.0万円)】	1,360円 (4.1万円) 【1,300円 (4.0万円)】	
居住費	多床室	特養等	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	
		老健・医療院等	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)	
	従来型個室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	880円 (2.7万円)
		老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
	ユニット型個室の多床室	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)	
ユニット型個室	2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)		

(厚生労働省ホームページより抜粋)

(利用者負担段階)

段階	主な対象者	預貯金等の額
第1段階	・市町村民税世帯非課税であって老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護受給者の方	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下
第2段階	市町村民税世帯非課税であって合計所得金額と年金収入金額（非課税年金含む）の合計が80万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下
第3段階①	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と年金収入金額（非課税年金含む）の合計が80万円超、120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下
第3段階②	市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と年金収入金額（非課税年金含む）の合計が120万円超の方	単身: 500万円以下 夫婦: 1,500万円以下
第4段階	市町村民税世帯課税の方、市町村民税本人課税の方は、支給対象外となります。	

《補足給付の例》

- 段階区分が第2段階の方が、多床室の特別養護老人ホームに入所する場合
- (食費) 基準額 1,445円 - 負担額 390円 = 補足給付 1,055円
- (居住費) 基準額 915円 - 負担額 430円 = 補足給付 485円
- ⇒ 本人負担は820円となり、補足給付の1,540円は現物給付されます。

※特例減額措置の適用について

第4段階の場合、補足給付の支給対象とはなりません。以下の要件に該当する場合、特例減額措置として第3段階②が適用され、補足給付の支給を受けることができます。

- ①世帯の構成員が2名以上であること
- ②介護保険施設に入所し、第4段階として食費・居住費の負担をしていること
- ③世帯の現金、預貯金等の合計額が450万円以下であること
- ④世帯の年間収入から施設の利用者負担の見込額を除いた額が80万円以下であること
- ⑤世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を有していないこと
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

4. 災害等による減免

介護保険法第50条及び60条に基づき、各保険者は、災害その他の特別な事情があると認められる方について、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、福祉用具の購入又は住宅改修を利用した場合、その利用者負担額を減免することができます。

一般的な減免事由としては、震災や風水害、火災などの災害により、住宅やその他の財産に著しい損害が生じた場合や、病気や失業などにより収入が著しく減少した場合などが考えられますが、減免となる事由については、各保険者がそれぞれ条例に基づいて定めていますので、詳細はお住まいの保険者（市町村）の介護保険担当課へお問合せください。

5. 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

低所得で生計が困難である方や、生活保護を受給されている方に対して、社会的な役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の軽減を図る制度です。

社会福祉法人等が実施する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等のサービスにおいて、特に生計困難として市町村が認めた方及び生活保護を受給されている方について、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給の方は1/2、生活保護受給者の方は全額）を軽減します。

※詳細につきましては、当課ホームページ[\[こちらから\]](#)をご覧ください。